

衆議院 建設委員会 誌録 第十号

昭和四十六年三月十九日(金曜日)

午前十時四十二分開議

出席委員

委員長 金丸 信君

理事 天野 光晴君 理事 大村 裏治君

理事 正示啓次郎君 理事 服部 安司君

理事 渡辺 栄一君 理事 阿部 昭吾君

理事 小川新一郎君 理事 内海 清君

稲村佐近四郎君 金子 一平君

砂原 格君 丹羽喬四郎君

葉梨 信行君 浜田 幸一君

廣瀬 正雄君 藤波 孝生君

古内 広雄君 森下 國雄君

山本 幸雄君 早稻田柳谷門君

井上 普方君 佐野 恵治君

松浦 利尚君 柳田 秀一君

新井 楠之君 吉田 之久君

出席政府委員

建設政務次官 田村 良平君

建設省都市局長 吉兼 三郎君

建設省道路局長 高橋国一郎君

参考人 (日本道路公団) 前田 光嘉君

参考人 (総裁) 高橋 末吉君

参考人 (日本道路公団) 理事 高橋 未吉君

建設委員会調査室長 忠君

委員の異動
三月十九日

辞任 渡辺 武三君

補欠選任 吉田 之久君

第一類第十二号

建設委員会議録第十号

昭和四十六年三月十九日

○金丸委員長 内閣提出、下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。吉田之久君。

○金丸委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○吉田(之)委員 たいへんおくれて参りまして申た事態に即応する予備費として、二兆六千億の中

同日
辞任 吉田 之久君
補欠選任 渡辺 武三君

三月十八日

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案(内閣提出第九八号)

積立式宅地建物販売業法案(内閣提出第九九号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

参考人出頭要件に関する件

下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三七号)

道路法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九五号)

道路法等の一部を改正する法律案(内閣提出第

五カ年計画についての経過並びにその性格について御質問いたしたいと思ひます。

○田村政府委員 お答えいたします。

最近の都市の急増化に伴いまして、下水道事業に

関する整備は、ただいまの政府の課題として非常に重要な問題になつてしまひました。したがいまして、建設省としては、いろいろの計画の中で特に

下水道を取り上げまして、新しき五カ年計画の柱

を立てたわけであります。最初二兆六千億の計画

を大蔵省のほうからは三千億に切られまして、そ

れで懸命に努力をいたしました結果、最初の計画

の二兆六千億は一応成立をしたわけであります。

さて、その裏づけの財源としては、当委員会で先般

来いろいろと御意見また御質問がございましたが、

この予備費につきましては、最初から計画が算定

されますが、御異議ありませんか。

○「異議なし」と呼ぶ者あり

○金丸委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

しわけありません。

実は、今度の下水道整備五カ年計画について、民社党として御質問申し上げたいと思うのです。が、まず、二兆六千億のうちの一千万億という予備費でございますが、これはこの前から三百億といふ予備費が組まれておりますけれども、下水道に關する予備費といらうのはまだかつて使われたことがないというふうに聞いております。だとすれば、この一千億というのは単なる見せかけの一千億のではないかというようならわざが世上流れておりますが、予備費の、特に下水道整備五カ年計画についての経過並びにその性格について御質問いたしたいと思ひます。

○吉田(之)委員 ただいまのお話のとおりでございまして、五カ年計画の閣議決定を近くいたすわけでございますが、その中で一千億という予備費を一応計上いたしておきました。今後の五カ年計画事業の執行状況を見ながら、政務次官がお答え申し上げましたような不測の事態が起きた場合に、その当該年度におきまして財政当局と折衝いたしまして予備費を取りくずしていくという形にしておるわけであります。

○吉田(之)委員 それから過去二回の五カ年計画の経過の中で、われわれが心配するわけでございますけれども、たとえば第一次五カ年計画にして果的に建設省のひとり合意的な計画に終わっても、第二次五カ年計画にしても、それがいわば結おったまゝがございます。たとえば昭和三十六年には、三十六年を初年度とする下水道整備五カ年計画を策定し、その計画においては、十カ年間に四千五百億円を投資して、既成市街地の普及率を五〇%に、新市街地の普及率を一五%にすることを目標としたのであります。しかし、これら長期計画はいずれも建設省のみの計画に終わっておるというような感じがするわけでございます。

これは必ずしも今度の五カ年計画と完全に性格をともにするものではございませんけれども、いわ

ば建設省の今までのいろいろな長期計画というものが建設省サイドから見た計画だけに終わって

おつきあいがござります。今度の五ヵ年計画にはそういう要素は全くないだらうかどうかどうだらうかという点の心配がございますが、いかがでござりますか。

○吉田政委員 第一次、第二次の五ヵ年計画の進捗の実績は、事業費といら予算消化の面におきましてはかなりの実績を示してまいっておりますけれども、御指摘のとおり、当初計画いたしました事業量の実績という意味におきましては、必ずしもかんばしい実績を示しておりません。これにつきましては、昨日もお尋ねにお答え申し上げま

したように、一次の場合、二次の場合におきまして、
ての計画作成とその実績との関係におきまして、
当該期間内におけるところのいろいろな諸情勢の
関係がございましてそういう食い違いになつたと
申し上げるわけでございます。私ども、第三次の
計画におきましては、そういう一次、二次の計画
と実績の関係を十分反省して、これを踏まえまし
て今度の計画を立てております。また、その計画
を各年度実行するにあたりましては、そういうこ
とがないように、最善の努力を払つて、名実とも
に五ヵ年計画が達成できるというふうにやつてま
いりたいと考えております。

て、そうして五ヵ年計画だけれども、最初の一年、二ヵ年は全量のはば一〇%程度からスタートして、だんだんにカーブの傾斜を上げていって、まず金額的には達成した。しかし、実際のできた事業量というものは計画の四〇%にすぎなかつたというふうなことが非常に多いわけです。そこで、同じ建設省の計画でも、たとえば住宅建設計画ですね。この長期計画は全部戸数で押えてありますから、いやおうなしに進捗率といふものがわかつてしまります。それに縛られて、したがつて結局進捗率としては相当程度の高いものになつておることから考えまして、下水道計画といふものも、金額で押さえるのではなくしに、国全体としての、たとえば現在下水道普及地域の中にある戸

数種といふものないしは人口というものは幾らかがでござります。これらは五力年後には幾らに絶対するんだといふふうな考え方方はできないものだらうか。特に、こうして人件費が上がり、あるいは材料費が上がったり、全般的に物価上昇の傾向の中で金額で押えるといふことは、五力年も先の見通しとしては精密度の非常に薄いものになりはしないかといふふうを感じがしてならないのでござります。いままでどおりの基本的な姿勢での五力年計画にわれわれ非常な危惧を感じるわけであります。その点いかがでござりますか。

○吉兼政府委員 五力年計画の立て方と申しますが、その内容のお話をございますが、過去の五力年計画におきましても、これは閣議決定という手順をとつてきめられたものでございますが、その内容といたしましては、五力年間に実施すべき事業の整備目標、それから整備事業量、そういうものを計画の中で明記することになつております。それを金にあらわしますと、第二次で申し上げますならば、予備費を含めまして九千三百億というふうなことに表現はなつております。そういうものを計画の中身に盛り込むということにおいては、それも第三次の五力年計画においても内容的にはそら変わらないのじやないかと私は思いますが。つまり、整備の目標と事業の量、そういうものを計画の中身に盛り込むということにおいては、それも第三次の五力年計画においても内容的にはそら変わらないのじやないかという御指摘はあるわけでございまして、そういう点につきましては、先ほど御答弁申し上げましたように、名実ともに計画の内容のものが達成されるようわれわれはこれから努力しなければならないということをございます。

○吉田(之)委員 意欲のほどはわかるのですけれども、ほんやは、名実ともにはならないと思うのです。というのは、物価が上がつてしまひますし、諸条件が変わつてしまひますし、あるいは用地買取費が上がつてしまひますからね。したがつて、昭和四十六年度を初年度とする二兆六千億、

あるいは二兆五千億でもいいですね。予備費がさいますから。二兆六千億を見込んだ五年間の事業量というものは、途中で人件費や物件費がかかるべきものなんだというくらいのものが基本的な発想としてちゃんとなければ、ぼくはやはり名目上の仕事としてやるんだ、そのスライドというかで直しというものは五年間に完全に責任を持つべきものなんだというくらいのものが基本的な発想としてちゃんとなければ、ぼくはやはり名目上にということにはならないというふうに思われます。しかし、これはこれ以上論議しても日の段階で急に変わることにはならないと思うのですが、特に、政務次官、これは国民の事として、単に絵にかいたもので終わってはならない。どうもうまくいかないから、また三年目ぐらいいに組み直すといって今までやってきておられたわけですが、これは政治、特にこういう長期計画に対する国民の信頼をつなぎとめることができないという結果に終わつておりますので、大いに参考されるべきではないかというふうな感じがいたします。

すところの下水道事業を大いに促進するということになつておるわけであります。ただ、二兆六千億の中でそういう水質環境基準対策国連幾らといふことは、五ヵ年計画の内容としては、いまのところではそういう内容のものが計画の中身に明記されるということにはならないと思ひますけれども、ではどの程度見ておるのかというお尋ねに対しましては、四十九水域につきましては、たゞたびお答え申し上げておりますように、一兆六千六百億程度のものが見込まれておる、こういうことにならうかと思ひます。したがいまして、今後、四十九水域以外の水域御指摘のように近く新しく国のベースで環境基準が設定される水域が三十幾つあるといふふうに伺つておりますが、そういう基準が設定されますならば、そういう水域に對しての下水道投資というものは、私どもは二兆六千億の総投資額の中で最優先的に振り向けてまることにならうかと思ひます。

ただ、御心配のはたしてそれで総ワクの中でまかななさるのかということをございますが、投資量からいきますと、四十九水域で、大都市地域の環境基準がもうすでに先発でかなり設定されております。したがいまして、今後追加されますところの水域関連の下水道投資は、先発の四十九水域に比較いたしましてそろ多く必要としないといふふうに私ども見ておりますので、可能な限り総ワクの中ににおいて対処していきたい、またいけるというふうに思つております。

あるはさでござります。その量の大小は別といったしまして、計画としては決して完璧なものとはいえないと思うのです。したがつて、そういう点、いまの意欲はわかりますけれども、さらにひとつ計画を進める中で細心の注意が払われなければならない。よしんば、数年後に新たな計画が立てられるとするならば、いま私が申しておりますようなこと、近く予想されるいろいろなファクターを全部入れて出発していただかない、ほんとうの計画にはならないのではないかと、いうふうな気がするわけでござります。

れども、この流域下水道は各流域とも大きな経費を要する大事業でござりますが、この事業は着工が大体四十五年前後でござります。そして、それはこの五カ年でほぼ概成するであろうというふうに述べておつしっております。ここでどう

約六百億程度の全体事業費の一つの流域下水道が、第三次五ヵ年計画が終了する時点においては百二十億ないし百三十億程度になるらうかと思ひます。たとえば六百分の百二、三十というものが、流域下水道が概成したということになるだらうかどうかどうだらうかといふ点が私どもにはわからぬわけであります。いま一つは、この流域下水道が、

しかばほんとうにその機能を100%發揮する、完備される時点といふものは、一体何年ぐらいい先になるのだろうかという疑問でござります。そうした点につきまして御答弁をいただきたいと思ひます。

○吉賀政府委員　流域下水道のお尋ねでございま
すが、御案内のとおり、現在継続事業で十九カ
所、それから四十六年度から新規事業七カ所、計
十九カ所の流域下水道事業を四十六年度から展開
してまいるわけでございますが、これ以外の流域
下水道の新規個所の採択というのも、今後四十
七年度以降において当然予想されるわけでござい
ますが、それはそれといたしまして、この十九カ
所の総投資額は、継続分におきましては、私ども
の現在の試算によりますと約六千六百億程度、そ

これから新規分につきましては約二千億程度の投資を必要といたします。したがいまして、今回の五カ年計画の中におきましては、流域下水道事業関係といいたしましては三千六百億を予定しておるのでございます。もちろん、この五カ年間で既着工分の概成ということは、総ワク的に申し上げましてたいへんむずかしゅうございます。

しかばら、どの程度の期間においてこれが達成できるか、完成するかといふお尋ねになろうかと
思いますが、今後の第四次ないし第五次の五カ年
計画、つまり今後十年ないしは十五カ年以内を長
期目標にいたしましてこの事業を完成してまいり

たい。もちろん緊急の順位等がござりますので、個々のプロジェクトにおきましては若干の早いお問い合わせがあるかと思いますが、總ワクから申し上げましてそういうふうになるのじやないかと思ふよ。

○吉田(之)委員 そこで、流域下水道がこの五力年間で逐次最初の形をつくっていく程度のことになるのではないかというふうな気がするわけなんですが、私どもが下水道問題で一番心配な

ことは、いわゆる道路とか、河川とか、橋梁といふものは、非常に目につきますが、しかし、特に下水道といふものは、ほんとうにそれが完備され、そして家庭の台所あるいは便所から終末処理場までつながったときに初めて一般国民の目に

その効果を知ることができるわけです。そういう点では、いわば巨額の金を食いながら非常に目立たない事業になるおそれがござります。最近いろいろものとの本を読みますと、明治の官僚であつた芳川頼正と、へろさんが、首領、喬梁、河川は本などが

り、水道、家屋、下水は未なりと、本末を定めた
一つの思想がござりますが、今日までの國あるい
は地方自治体における建設行政といふものも、い
わばそういう一つの伝統的、時代的要請に従つて

遂に行されてきたと言っても決して過言ではない。最近シビルミニマムという要求が国民の中から強く出てまいりましたが、実は、その本末は転じてきているのではないか。住宅や上下水道といふものの

が国民生活にとつては最大の要求であつて、それ
に政治のおくれといふものがほとんどしわ寄せさ
れてゐる現状に対する非常にきびしい不満と要求
があります。私どもは、そういうことを考へると
きに、いわば特に目立たないこの下水道計画とい
うものを推進していく場合には、いわゆる終末処
理場と、それから幹線と枝線 こういう三つが三位一
位一体で事業が進んでいかないと、非常に国民に
は協力を求めにくい結果になりはしないかといふ
ふうな心配がしてならないわけであります。実
は、過日の本委員会におきましても建設大臣に対
しまして——たとえば、いまおっしゃるように幹
線が完全にでき上がるのは、あるいは流域下水道
が完全にでき上るのは十年、十五年先でござ
ましょけれども、五年間にできた幹線部門に対
しては、直ちに枝線やあるいは水洗便所などまで
が一体となってでき上がっていくという手法がと
られるならば、これは非常に国民の協力を得やす
いことになりますまい。しかし、どうもなされ
わけでござります。一番気になりますのは、いわ
ゆる市街化区域は、あらゆる法律から見ても、行
政の面から見ても、当然集中的にこれらがなされ
ていくと思うのでござりますけれども、流域下水
道ができる、近くに終末処理場ももちろん完全に
できたという場合、その幹線に取りつなぐことは
きわめて容易であるにもかかわらず、その地域は
市街化調整区域である、したがつて全体の計画か
らはもちろんはずされておるといふふうなことに
よつて生ずる非常な不満、あるいは効率の悪さ、
ふうの中で、地図の上で地図引きされた市街化区域
と調整区域といふものに必ずしもこだわらなくとも、
乗り越えてやり得るところはやるべきではな
いかといふふうな国民の要求、これをどう受けと
めていかれるおつもりであるか、お伺いいたし
いと思います。

まのお尋ねの件につきましてはお答え申し上げた
かと思いますが、流域下水道というのは、二以上
の市町村にまたがります非常に広域的な下水道幹
線でございまして、それにつながりますところの
関連の公共下水道も一体をなして整備を進めてい
かなければならぬということでござります。し
たがいまして、広域的な下水道幹線なるがゆえに
に、御指摘の市街化区域以外の調整区域を下水道
が通るという場合もあり得るわけでございまし
て、そういう場合には、それにぶら下がりますと
ころの集落等の下水も受けてこれを処理してい
く、そういうふうな場合も相当出てくると思いま
す。それに対しましては、全体の投資の中におき
ましてそういうのも極力効率的に取り上げてい
くような方向で整備されていくことが私どもは望
ましいと思うし、そういうふうに指導してまいり
ます。

たしと思ひます。
ただ、基本的には、先ほどお答えいたしました
ように、下道に対する要請は非常に強烈ござい
ます。それに対しまして投資額というものは必ず
しも十分ではございません。二兆六千億でも私ど
も

もは十分とは思っておりません。そこで、昨今の水質公害に対処して、できるだけ早く下水道の投資効果をあげていくというふうな見地から、私どもは、下水道投資の中で何を重点に置いていくかということを真剣に考えていかたいと思っており

ます。そういう際には、一般的な考え方としては、まず処理場を早くつくる。国民の共通の財産でござりますが、公共水域の汚濁を早く解消するという見地からいきますならば、処理場を早くつくる。しが、いまして、それから半島、それから皮膜とい

うようになつてゐるのでありますて、処理場はで
きましても、完全に枝線がつながらない。したがつ
て、家庭の水洗化というものが直ちに処理場ま
でつながらないという事態が起きては過渡的には

やむを得ない。そういう場合は別途簡便な方法で家庭の屎尿関係は処理する。途中から下水管に入れるとか、あるいは処理場まで運搬するとかいうような事態が過渡的には起こってもやむを得ない

のじやないか。要は、環境基準対策を重点に下水道投資を進めていくべきじやないか、私はこういう一般的な考え方を持つております。

○吉田(之)委員 たゞいまのお答えは、その内容は非常に発想に富んだものだと私は思います。こういう表現がいいかどうか知りませんが、非常におもしろい考え方だと思うのです。確かに、一ヵ所に集めて幹線を運搬しても、せつかくできたその幹線を利用することによって終末処理場へ運ぶ、そういう試みといふものが最近はやりのいわゆる水平思考の中でも相当取り入れられ、考えられていいよろんな気がしてならないのです。

実は、この間地方行政委員会で、自治大臣や政務次官に対しまして同じようなことを私は申し上げました。特に、建設大臣は、この考え方に対する意欲と積極的な姿勢を示しておられるとは確認しているのです。要は、新都市計画法そのものはきわめて尊重しなければならないけれども、今までの下水道整備計画といふものは、単なる都市計画の一面だけではなしに、いわゆる公害防止という新たな一面が加わっての、いわばにしきの御旗となつて推進されていかなければならぬ事業であるから、そういう点では、ひとつ可能な努力を払つて、部分的には新都市計画法のワクを踏み越えてでも推進されるべきではないかという考え方を申し述べてございます。実は、自治省関係も建設省のその考え方方に非常に期待を持っているようでございます。この下水道事業が進められていく中で、特に、建設省と、地方自治体を管掌する自治省との間に緊密な思想の合致あるいは行政上の連絡等をどうかはがつていってもらいたいものだというふうな気がいたしますので、一そこの御尽力をお願いする次第でございます。

それから、私が特に下水道問題で気になりますのは、諸外国の下水道と比べまして、日本の場合はまず道路が先行いたしております。いわば道路が先に上がりてしまつたということは、一つの表現をするならば、下水道のふたを先にしてしまったといふうな感じがするわけです。これが

下水道の整備を非常に困難ならしめている一つの要素になりはしないか。これが同時に進むものでありますならば、全部オーブンカット方式ができるものを、完全に道路ができ上がつたところではシールド工法でやつていかなければならぬ。とするならば、経費のかさみ方もまた極端に違つてしまふ。したがつて、この辺で、建設省自体としても、確かに道路も大事だけれども、当然やらなければならぬ下水道、この下水道と道路との進みぐあい、ピッチの差をいかに解消していくか。場合によれば、いろいろな反論はあるでしょうけれども、道路を少し押えてでも下水道をずっと進めさせて、ある時点からは日本の建設行政といふものは道路と下水道がほぼ並行して進んでおるというふうなことにすれば、これは国民の利益のためにも非常に大きなことになるだろうと思うのですが、そういうお考え方ほどのように持つておられるかということをお伺いいたします。

○吉兼政府委員 確かに、御指摘の方向で私どもはやっていかなければならぬと思っております。しかしながら、すでに道路はかなりもう整備されてしまつております。かなりストックがあるわけですが、そういうお考え方ほどのように持つておられるかということをお伺いいたします。

○吉兼政府委員 確かに、御指摘の方向で私どもは非常に大きくなることになるだろうと思うのですが、そういうお考え方ほどのように持つておられるかということをお伺いいたします。確かに、御指摘の方向で私どもはやっていかなければならぬと思っております。しかししながら、すでに道路はかなりもう整備されてしまつております。かなりストックがあるわけですが、そういうお考え方ほどのように持つておられるかということをお伺いいたします。下水はこれからスタートを蓄積していかなければならない。こういうハンディキャップがあるわけでございます。そういう態勢は急に変えるといふことはなかなかむずかしいことございます。ことに、既成市街地におきましては、すでにある道路の下に下水管を追っかけ投資でもつて入れいかなければならぬといふことが都市の実態でございます。その際には、いろいろな工法なり、そういうふうな金のかかる工法をとらざるを得ないといふことはある程度やむを得ないと思いますが、これらの都市計画法に基づきます新市街地の整備といいますのは、いわば道路その他の公共施設も下水と一緒に並行して整備していかなければならぬといふ立場にあるわけあります。そういう点からいきますと、これらは

道整備を突き合わせまして、効率的にそれが行なわれるよう私どもも配慮してまいりたい、そういうふうな指導をしてまいりたい、そういう面で

ます、その点について建設省はいかがお考えでございますか。

○吉兼政府委員 お答えいたします。

同和対策という格別な事情というものも踏まえまして、先生御指摘のような方向でもつて極力私どもは推進してまいりたい、かように存じます。

○吉田(之)委員 予算のバランスから見て、はたらく度御指摘のような点が期待できるのじやないか、かようには存じております。

は、昭和四十五年から四十九年までの総事業量は十兆三千五百億、一方下水道のほうは、四十六年から五十年まで、ほぼ見合う五年間で二兆六千億、これでは依然としてウサギとカメの競争のよう気がいたします。ひとつこの辺詳細に御検討していまの御答弁が具現できるかどうかというこ

とでございます。たとえば道路の五ヵ年計画で末の普及率は二三・一%、四十五年度末の普及率は二二・八%というふうに承つております。今後これが積極的に五ヵ年計画として進められ、さらにそのあとに続く諸計画として続いてまいるはずでございますけれども、現在の市街地の五五%程度を公共下水道として普及していくには約八兆円の金が必要であるろう、さらに、昭和六十年度において普及率一〇〇%にするためには、何と二十兆円のお金が必要であろうといふことになります。建設省のほうからは、たとえば昭和六十年度までに想定される市街地を全部一〇〇%下水道普及地域としていくためにはどの程度の金が必要となるか。承りますと、何か建設省側の考え方におきまして現実的で、いわばそれだけ長い考

が現に成立いたしまして、その計画が進められております。実は、これは十年間の時限立法でございまますから、今後五年間の下水道整備事業、あるいはその次に来る第四次五ヵ年計画などの中で、この同和対策を推進する面からとらえた下水道事業といふものが、行政というものが、いかに親切に合理的に、かつ効果的に進められていくかといふことになる。それとは逆に、現在間々見られるよう完全に舗装してからまたぶちこわして下水道をつくつていているといふうことと統けていきまとおなじであります。この辺は特に御検討をいた

きたい。

それから、実は同和対策特別措置法といふものが現に成立いたしまして、その計画が進められております。実は、これは十年間の時限立法でございまますから、今後五年間の下水道整備事業、あるいはその次に来る第四次五ヵ年計画などの中で、この同和対策を推進する面からとらえた下水道事業といふものは、もつと積極的に推進されなければならぬと思うのです。そういう点で、先ほどからも質問いたしておりますけれども、たとえば幹線と枝線の問題、あるいは流域下水道と公共下水道の問題、この辺のタイアップは各地ではかられなければならないけれども、特に、同和地区においては、これは可能な限り完ぺきを期せられなければならぬのではないかという感じがいたしました。

○吉兼政府委員 超長期の見通しはどうかといふ尋ねでございますが、私どもは、いままで、この問題につきましては、昭和六十年には日本の下水道は一〇〇%整備を完了する。その六十年時点

におきますところの下水道を整備しなければならない市街地面積を、一万二千五百平方キロといいます。市街地面積を想定いたしまして、それに一〇〇%の下水道を整備するには、現在の時点におきますところの価格でもつて算出いたしますと十五兆円でございますが、利益還元が四兆円、残り二兆円が都市下水道関係だったたと思ひますけれども、それだけの投資を見込めば一〇〇%の普及率を達成する。しかも、この投資は、現在の下水道投資の実績なりベースからいまして、決して実現不可能な投資額でない。必ずこれは実現できるものである。こういうふうに私どもは予想を立てております。

○古田(之)委員 特に十五兆と二十兆というと、

相当大きな開きになります。これは想定される市

街地面積の拡大についての抑え方にも差があると思ひます。あるいは、その間の物価上昇の額を見込むか見込まないかによつても相当な開きが出てまいります。おそらく、一方では物価上昇を見込

み、一方では見込んでいないのではないかといふうな気がするのですが、そうでないとちょっと開きが大き過ぎまして、われわれは納得できません。

○吉兼政府委員 自治省で想定いたしましたと二十

兆円。私ども実はまだ詳しく突き合わせをいたし

ておりますんで、これはさつそくやりたいと思ひます。おそらく市街地面積のとり方、それから

整備する下水道事業の内容でございますが、そ

ういうもの、それから単価の問題、そういう点で、パックになりますところの前提のファクターで若干食い違いがあるのじやないかと思います。

そのためには総投資額でそういう差が出てきておるのじやないかと思いますが、これは早急に一べん突き合させてみたいと思います。

○吉田(之)委員 早急にひとつ各省間の連絡を密にかかるも、それがあつて初めて初めて国民の同意も協力も得られるものだと私は思います。

そうした作業を急いでいたぐことを特に要望い

たしまして質問を終わらせていただきます。

○井上委員長 井上普方君。

○井上委員 まず局長にお尋ねしたいのですが、

このたび新都市計画法が策定されました。部分的に

は非常に多くのところがあるようあります

が、しかし、この新都市計画法によるところの市

街化区域に昭和六十年までに下水道を完備させよ

うという御計画のようあります。しかし、考え

てみますならば、その一面において、先般できま

したところの建築基準法によるところの第一種住

宅あるいは第二種住宅、工業地域あるいはまた準

工業地域といふように、新都市計画の市街化区域

内におきましていろいろと色分けがなされるわ

けであります。

そこです第一に、この五ヵ年計画としまして

は、一体第一種住宅地域は何を目標にしておる

のか、あるいは第二種住宅地域に重点を置くの

か、あるいは準工業地域に重点を置くのか。第三

次五ヵ年計画で何%ぐらいの面積に下水道が完備

するのか、その点をお伺いしたいと思うのです。

○吉兼政府委員 お尋ねの市街化区域の中におき

ますところの用途地域、土地利用計画によります

ところの用途地域、この地域別のきめのこまかい

都市下水道整備の突き合わせといふものを私ども

は現在は国のベースではないとしておりません。こ

れは各都市が具體的に下水道を整備して、具体的

にどこから先にやっていくかといふうな際に、

各都市において、都市都市の実情に応じて考えら

れていくべきものじやなからうかと私は思いま

す。それなら、国のはうではマクロ的にどう考え

ているかということにならうかと思いますが、こ

れはたびたび申し上げておりますように、四十六

年から五十年の五ヵ年間におきまして、日本の都

市の市街地面積が、D I Dといいますか、下水道

を整備しなければならないところの市街地面積と

いうものがふえてまいります。昭和五

十年時点におきますところの市街地面積といふ

のに対しまして、下水道の普及率を三八%、市街

地面積の中の三八%の区域に下水道を完備することを目標にいたしましてこの五ヵ年計画を進めてまいりたい、こうしたことでございます。

○井上委員 ただいまの局長のお話を承りました

て、納得いかないのです。といいますのは、この

下水道五ヵ年計画を見ますと、明らかに住民の下

水といふことが重点になつてゐるのですね。しか

もそれは、下水道の使命としてはやはり衛生的な

面もありましようし、最近盛んに言われております

公害防止の面もありましよう。したがいまし

て、そういう観点からするならば、一体どこに重

点を置くかということは建設省としては出すべき

ではないですか。地方都市の実情、自主性にま

かすとおっしゃりながらも、ある程度の用途地域

における重点施策をどこそこに置くんだといふこと

とはあつてしかるべきだと私は思うのですが、ど

うでございますか。

○吉兼政府委員 お答えが少し舌足らずでござい

ましたが、国の立場での五ヵ年計画の事業の進め

ますところの用途地域、土地利用計画によります

ところの用途地域、この地域別のかまかい

都市下水道整備の突き合わせといふものを私ども

は現在は国のベースではないとしておりません。こ

れは各都市が具體的に下水道を整備して、具体的

にどこから先にやっていくかといふうな際に、

各都市において、都市都市の実情に応じて考えら

れていくべきものじやなからうかと私は思いま

す。それから第二点は、そういう環境基準対策関連

の公共下水道といふものがやはり重点的に取り上

げられる。

それから第三点は都市下水路関係がある。これ

は特に申し上げることはございませんが、都市場

域の中におきまして、非常に排水が悪いといふ

そういう土地条件の非常に劣悪な地域に対する都

市下水路を促進するといふふうなことが今回の五

ヵ年計画の大好きな柱になつておるわけでございま

す。

それならば、国のはうではマクロ的にどう考え

ているかということにならうかと思いますが、こ

れはたびたび申し上げておりますように、四十六

年から五十年の五ヵ年間におきまして、日本の都

市の市街地面積が、D I Dといいますか、下水道

を整備しなければならないところの市街地面積と

いうものがふえてまいります。昭和五

十年時点におきますところの市街地面積といふ

のに対しまして、下水道の普及率を三八%、市街

地面積の中の三八%の区域に下水道を完備するこ

とを目標にいたしましてこの五ヵ年計画を進めて

まいりたい、こうしたことでございます。

○井上委員 ただいまの局長のお話を承りました

て、納得いかないのです。といいますのは、この

下水道五ヵ年計画を見ますと、明らかに住民の下

水といふことが重点になつてゐるのですね。しか

もあまりにもばく然とし過ぎると思います。三

八%のうちの一休どこに重点を置くのだといふこ

とを明示していただかねばならないのじやないか

と思うのですが、私はそれを強く要求するので

す。

○吉兼政府委員 お尋ねの用途地域別に積み上げ

だいたしておりません。少し角度が違うと思いま

すけれども、先ほど申し上げましたことのほか

に、しいて申し上げるならば、当然でございます

が、同じ都市の中でも、人口の密度の点からいき

ますと、非常に密なところ、比較的まだ疎なと

ころがあるわけでございます。下水道はやはり人

口密度の高い地域から優先的に整備していく、こ

れが常道だらうと思います。それが先生御指摘の

よう、住居地域とか準工業地域とどういうふう

にからみ合つていくかといふうなゾーニング別

の投資分配と申しますが、そこまでのこまかい作

業を、実は現在のところまだ私ども国のベースで

はいたしておりません。ただ、実施する際において、各都市ではそういうことも当然考えながら

やっていくとします。

○井上委員 そうしますと、各都市があなたのは

うに補助金をくれと言つてきた場合に、あなたの

ほうは査定しないのですか。地方にそれまで自主

性を持たずならば、補助金に對して、あるいはこ

こは必要じゃない、むしろこちらが必要だといふ

ようなことを指摘することは全然ございませんか。これは将来の行政指導の面において重要でござりますのでお伺いするのです。

○吉兼政府委員 每年の補助事業の関係で、補助

金を配分するにあたりましては、各都市からその

事業計画といふものを持つてまいります。そういう

ものを私どもエックする際に、下水道整備の

プライオリティーと申しますが、投資順位という

ものが当然あるわけでございますが、どちらやつ

いくのが一番投資効率があがるか、経済効果

があがるかといふうな観点からいきますと、各

都市が持つてきました計画の中で、当該都市の土地利用計画というものが今後どういうふうになつてくるのか、現状はどうなつているのかといふことを参考にいたしまして、具体的な補助金の配分といふものは、何を書いてあるのかわからぬことが多々、当然先生の御指摘のようなことを十分チェックいたすことになると思います。

○井上委員 私は、少なくとも、住宅地域においては何%、それから工業地域においては大体何%積み上げたところが三八%になるのだといふ計画をお示し願えると実は思つておつたのです。これから作業するということになりますと、そういう点につきまして、私としては、問題の第三次五カ年計画の整備目標、整備水準といふものに大きな疑問を持たざるを得ない。

もう一つの問題といったしましては、先ほど局長は人口密度が高いところからひとつやつしていくのをいうお話をございますけれども、この「整備水準」のページを読みますといふと、四行目に「先行的に実施する必要のあるものに重点を置き事業の促進を図るもの」と書いてあるのです。そうしますといふと、この五カ年計画のおたくの説明といまの御答弁と違つてくると私は思うのでありますか、どうでござりますか。

○吉兼政府委員 まことに舌足らずのお答えになりましたして恐縮でございますが、基本的には、下水道といふものは既成市街地の整備からやっていかなければならぬといふことにおいては変わりはございませんが、なぜかいいますと、この五カ年計画の予算として打ち立てておる。しかし、この数字を見ますといふと、公共下水道が二兆三百億、それから流域下水道が三千六百億といふけれども、公害関連事業だと申されまして、下水道計画までも公害関連予算として打ち立てておる。しかしながら、この数字を見ますといふと、流域下水道が二兆三百億、それから流域下水道が三千六百億といふけれども、公害関連事業と申されましては流域下水道が非常に少ないわけですね。これがちょっと問題があるのでございまして、流域下水道が非常に少ない。公害防止といふ面からいたしますならば、最も大事なのは流域下水道であつて、これが問題であろうと思う。そういう観點からするならば、この五カ年計画それ自体も、失礼な話でござりますが、公害防止には重点をあまり置いていない計画じやなからうかと思うのであります。したがつて、このいままでの下水道予算を公害予算と見なすといふと、流域下水道が非常に少ないと思はれます。これが、その流域下水道は、下水道予算のうちの二割にも足らないわざかに三千六百億。これだけの少ない金であるならば、羊頭を掲げて狗肉を売るといふことばがありますが、まさにそれに近い。しかも、このたびの予算案で、政府は下水道事業までも公害防止事業の中に含めておる。

○田村政府委員 ただいま申されましたように、流域下水道の予算が内容的に少ないじゃないか、それでは公害防止に対する重点的な政策といえぬことは、この実態からいたしますならば、まさにこれは表と裏とが違つと言わざるを得ないと思ひます。これが、これは局長の御答弁よりも、政治家の御答弁を願いたいと思います。

○井上委員 その一兆六千六百億といふことも私は存じております。はたしてそれが水質環境をほとんどに目的としておるものかどうかについて私は疑問なしとしないのであります。この点は、ともかく、このたびの予算に、下水道予算を決して少ない額ではないというふうに私どもは思っています。

○井上委員 その一兆六千六百億といふことも私は存じております。はたしてそれが水質環境をほんとうに目的としておるものかどうかについて私は疑問なしとしないのであります。この点は、ともかく、このたびの予算に、下水道予算を

慮していく、こういうことにならうと思ひます。それはそれといたしまして、統いてお伺いするのですが、公共下水道と流域下水道に分けておられます、この金額の比率は一体どれくらいお考えになつておられるのですか。二兆六十億のうちどれくらい考えておられるのですか。

○吉兼政府委員 五カ年で申し上げますと、公共下水道が二兆三百億、流域下水道が三千六百億でございます。○井上委員 いまの数字からいたしますと、公共下水道が二兆三百億、流域下水道が三千六百億といふことでございますと、公害関連の、すなわち水質基準をよくしようという考え方からいたしますれば、これはちょっと問題があるのでございませんか。麗々しく今まで政府が公害関連事業だと申されまして、下水道計画までも公害関連予算として打ち立てておる。しかし、この数字を見ますといふと、流域下水道が二兆三百億、それから流域下水道が三千六百億といふけれども、公害関連事業と申されましては流域下水道だけとつて申しますので御了承願いたいと思います。

○井上委員 いや、私が聞いておるのはそういうことじゃないのです。政府は、公害防止関連事業として下水道予算を全部これに組み込んでわれわれに説明するわけです。ところが、いまお伺いしますと、流域下水道が非常に少ない。公害防止といふ面からいたしますならば、最も大事なのは流域下水道であつて、これが問題であろうと思う。そ

れで、数字その他のにつきましてはいろいろ御意見があつたのであります。おくれておるといわれます下水道事業の内容の完結開発の第一歩であろう、このように考えておりますので御了承願いたいと思います。

○井上委員 いや、私が聞いておるのはそういうことじゃないのです。政府は、公害防止関連事業として下水道予算を全部これに組み込んでわれわれに説明するわけです。ところが、いまお伺いしますと、流域下水道が非常に少ない。公害防止といふ面からいたしますならば、最も大事なのは流域下水道であつて、これが問題であろうと思う。そ

れから、水質環境基準対策として、今回の二兆六千億の中にはどの程度見込んでおるかというお尋ねも先刻ございましたが、その際にお答え申し上げましたように、四十九水域を中心といたしまして、この流域下水道並びに公共下水道、関連公共下水道の投資に合計一兆六千六百億を予定を立てておりますので、この額は二兆六千億の中で決して少ない額ではないというふうに私どもは思っています。

○井上委員 その一兆六千六百億といふことも私は存じております。はたしてそれが水質環境をほんとうに目的としておるものかどうかについて私は疑問なしとしないのであります。この点は、ともかく、このたびの予算に、下水道予算を

この一般市費負担につきましては、建設費の投資的経費につきましては、下水分に相当する分は交付税で見るというようなことも考え方からありますので、そういう点あれやこれや総合勘案いたしまして、たいへんなことではあるけれども、地方財政の面からいきましても十分この事業の消化ができるというふうに私は思っております。

なお、これは地方財政の問題でございますので、下水道以外の一般地方財政という見地からの判断になりますが、これは自合算のほうから

○井上委員 どうも私はいまの御答弁では納得できません。といいますのは、五ヵ年計画というような大きいワクを立て、しかも今度は国としましては下水道事業を拡大するのだといいましたならば、それは地方自治体に対して財源的な負担がかかるることは当然であります。したがいまして、そこらあたりの手当てまで十分考えた上での計画であるならしかるべきであります。地方財政計画だからそれは自治省に聞いてくれというのでは、どうも私は納得いかないのであります。

そこで、先ほど来、都市計画税は横ばいにして

おるし、あるしに、鹿児島のほうを伸びはるがし
のだと言います。が、比率においては少なくなつて
おるかもしませんけれども、総額においてはう
んとふえておるはずだ。そなつてくると、この
五ヵ年計画がはたして十分になされるかどうかと
いう点につきましては、私は大きな疑問を持たざ
るを得ない。いままで地方自治体は、住宅問題に
対しまして持ち出しが多いということを盛んに申
されました。住宅はほしいけれども、持ち出しが
多いのだから事業を縮小せざるを得ないといふよ
うな事態が數多くあつたのであります。この下水
道におきましても、事業はほしい、しかし、財源

的にはこれで、たまらないという自治体が出てることをおそれるのであります。したがいまして、これらの問題を、財源的にも、住宅あるいはまたこの事業遂行上に心配ないよう地方自治体に対する財源付与を十分に行なわなければならぬのではないか、あるいは補助事業のワクの拡大であるとか、あるいはまた補助率のアップといううとをやらなければならないのではないか、このように思うのですが、どうでござりますか。特に、地方財政において、これだけ国は補助金を出すか

○吉兼政府委員 第三次五力年計画にあたりまことに、補助率のアップ、補助対象の拡大といいますのは、先般の下水道法一部改正におきまして、附帯決議で出ておるところでござります。私どもいろいろお話をございましたが、財源的にはたしてこれが十分かどうかということは、これは国の方もござります。国費も確かに問題があるわけなんですね。はたしてこれだけの国費が今後確保できるかどうかといふ問題が大きな問題であります。同時に、地方負担の面におきましても、これは非常にたいへんな事業であるといふふうな認識も十分持っております。

を重ねていただきたいと思いますが、いずれにいたしましても事業量を拡大しなければならないという大きな要請がある。それとまた、一般の国費も出さなければならぬ。この二つの目的を達成するということは容易ならざることでございまして、その辺のかね合いをどこに求めていくか。これは一に地方財政の地方負担とのからみにおいてその点は考えていかなければならない問題だと私は思っております。

ただいまの井上さんからの質疑の中で――実は、本委員会におきまして、下水道の問題は臨時国会の場におきまして相当論議されておるわけでございます。しかしながら、議事日程から考えてみましても、非常に時間的な余裕がない。こういう意味におきまして、審議に入ります前に、当然に本委員会に審議の参考になる資料の要求をしておったわけありますが、その資料が全然提出されていない。ですから井上議員の質問も全然かみ合わないのじやないか。なぜ提出しなかつたのか。第一点として政令条項、特に、新しく下水道法が改正になつた結果として出てくるところの政令条項を明らかにしろ、できるのかできないのか、できている分は本委員会に明らかにしてもらいたいという点を要求いたしておるわけです。第二点として、特に下水道法の三十四条の補助対象、これに基づくルールをはつきりしなくちゃならない、これは附帯決議にも強く主張しておるのれし、これにこたえて、四十六年度予算編成過程において、法三十四条に基づく政令を明らかにするということであったので、一体どうなつておるのか、この点を明確にした資料を提出してもらいたいと要求した。第三点として、特に下水道事業五ヵ年計画、これを四十六年度において実施するにあたつては、一体どういう財源の確保がなされるるか、補助事業あるいは単独事業に対するところの、いま井上さんが質問しておられるところの起債の問題にしても、あるいはまた受益者負担の見込みにしても、交付税の中での程度まで見

において審議され、もう結論に近づいておる、われわれの手元にも地方交付税法の一部改正法律案込まれておるが、特に交付税法は地方行政委員会関係資料で下水道の地方財政の見積もりが出ておる、現実的に五ヵ年計画の第一年度に当たる事業を推進していく上においてどういう関係になるのか、こういう点を明確にした上で本委員会の審議を促進してまいりたい、この資料を必ず提出するようだ。こういうことを申し入れてあつたわけである。こういうことを申し入れてあつたわけである。

ところが、審議が始まりましてからも何ら出でこないじゃないですか。ただいまのお話を聞いてみますと、地方財政計画の問題なり、あるいは自治省の関係があるという。おかしいじゃないですか。政府内部において、五ヵ年計画作成の中におか。政府内部において、五ヵ年計画作成の中において、ちゃんと単独事業なり補助事業の数字も明らかになつておるし、これに対する財源の見通しというのも、おそらく閣議了解の過程の中にござる。それは審議できないじゃないですか。そういう点、委員長、もう少しはつきりとさせてもらいたい。六年度にどういう形において解決されておるか、われわれはこれじゃもう一二、三時間の審議を経なければこれは上げられない。資料を中心として審議の促進に当たるという点からも申し入れてあつたわけですから、全然出てこないじゃないですか。これははどういうわけですか。

○吉川政府委員 ただいま佐野先生からのお話を伺つてござりますが、私どもは、国会の委員会の質疑の過程におきましてそういうただいまの御指摘の点はお答えを申し上げていく、こういうふうに理解をいたしております。あらかじめ資料を委員会にお出しするといふには思つておりますが、ませんでしたので、ただいま一部の資料につきましてもわざわざヒアリング

をやり、建設省からもそれぞれの責任者が出てまいつたわけですが、そのときのヒヤリングの過程において、先ほど述べたよろんな資料を要求しました。それがなければ二日間やそこらでは国会の審議が進まない。特に問題点となる資料の提出は、審議のための資料として当然必要なんだから、それがなければやれないではないか。五カ年計画の内容、そして初年度においてどういう財源的な措置がなされておるのかといふ点を強く要求しておつたわけであります。特に三十四条の場合におきまして、ある都市におきましては補助対象にならぬが、他の都市においては補助対象にならない自治体では、これが一体補助対象事業になるのか、単独事業で処理しなくちゃならないのか、あるいは単独事業の地方債の中でも、そのワクに入らないために別ワクをとつておる、単独事業の中にも入らない、補助事業の対象にもならないものに対する地方債の措置もやっておるではないか。そういう点は一体どういうところから出てきておるのだ、こういう点、過年度における実態を明らかにして、それを昭和四十六年度においてはこのようにして財源的措置をなしていくのだという点を明らかにしてもらいたい、こういう点を要求しておいたはずです。特に下水道法の改正にあたりましていろいろな法令項が出ております。この政令項も、通常国会ですから、この審議の過程で明らかにしてもらわなければ国会の審議が進まぬではないか、だから、できないならどういう理由でできないとか、できるものはどういうように政令項としてすでにできてるのだと、こうしておいたのです。局長はそれは聞いていないのです。一体何のためにヒアリングで皆さんのほうと私たちの間にああいうことをやつたのか。特に、理事会の方針に基づきまして、わざかの期間で審議をしたいということで、その前提条件として資料は提出をするということだったのです。その資料がちつとも出てきてないところに問題が起つておるのじやないですか。特に、われわれが審議

する過程におきまして、たとえば交付税の場合においても、態容補正に対する補正係数を一体どういか、こういう点を特に強く申し入れてあつたわけです。一体それに対するところのものが出でおるといふ点が、これから從来において、大都市とあるいは一般都市と分けてあつたが、今度は一体どうなるのだ、あるいは起債にしても、起債の償還年限が六十年も要するものを、わずか二十年なり二十三年で償還することに対してどう考えるのだ、それに対して本年度はどの程度まで償還年限の延伸を行なつたのだ、これに対する政府資金なり公庫債に対する利子に対してはどういう手当をやつておるのだとということを指摘したわけですが、こういう京を明らかにしてもわなければ具体的に審議できないじゃないですか。たとえばこの点も指摘しておいたわけです。大都市の場合において、全体の事業費が二五〇とする、いわゆる補助事業が一〇〇だ、単独事業が一五〇だ、この場合における国庫補助は、補助事業に対しては四割であり、単独事業はなし、地方負担額が、この場合において、補助事業に対しては六〇だ、単独事業はもちろん一五〇だ、これに対する財源の内訳として、いわゆる受益者負担、これが補助事業の場合においては〇・一で、一〇だ、いわゆる単独事業の場合においては、〇・一、同じく一五〇だ、これに対する地方債は〇・七だ、だから四二だ、これに対する準地方負担が、補助事業の場合は八、単独事業の場合には三〇だ、だから、この場合において、地方負担といわゆる準地方負担の比較というものを〇・六三と置いておる、これが一般都市の場合になってくると、いま言つたような形で、補助事業が一〇〇であつて、単独事業は七〇だ、これに対するところのいろいろな計算の方法、態容補正なり——しかも、この準地方負担に対するとこども交付税の手当てなり、あるいは起債の延伸なり、利子なり、こういうものを全体として明らかにして、新しく発足する場合において、どの程度の財源が確保されておるのか、こういう比較なども明らかにしてもらわなければ、五

カ年計画に対するわれわれの審議が進まぬではないか、こういう点を特に強く申し入れてあつたわけです。一体それに対するところのものが出でおるといふ点が、これから從来において、大都市とあるいは一般都市と分けてあつたが、今度は一体どうなるのだ、あるいは起債にしても、起債の償還年限が六十年も要するものを、わずか二十年なり二十三年で償還することに対してどう考えるのだ、それに対して本年度はどの程度まで償還年限の延伸を行なつたのだ、これに対する政府資金なり公庫債に対する利子に対してはどういう手当をやつておるのだとということを指摘したわけですが、こういう京を明らかにしてもわなければ具体的に審議できないじゃないですか。たとえばこの点も指摘しておいたわけです。大都市の場合において、全体の事業費が二五〇とする、いわゆる補助事業が一〇〇だ、単独事業が一五〇だ、この場合における国庫補助は、補助事業に対しては四割であり、単独事業はなし、地方負担額が、この場合において、補助事業に対しては六〇だ、単独事業はもちろん一五〇だ、これに対する財源の内訳として、いわゆる受益者負担、これが補助事業の場合においては〇・一で、一〇だ、いわゆる単独事業の場合においては、〇・一、同じく一五〇だ、これに対する地方債は〇・七だ、だから四二だ、これに対する準地方負担が、補助事業の場合は八、単独事業の場合には三〇だ、だから、この場合において、地方負担といわゆる準地方負担の比較というものを〇・六三と置いておる、これが一般都市の場合になつてくると、いま言つたような形で、補助事業が一〇〇であつて、単独事業は七〇だ、これに対するところのいろいろな計算の方法、態容補正なり——しかも、この準地方負担に対するとこども交付税の手当てなり、あるいは起債の延伸なり、利子なり、こういうものを全体として明らかにして、新しく発足する場合において、どの程度の財源が確保されておるのか、こういう比較なども明らかにしてもらわなければ、五

カ年計画に対するわれわれの審議が進まぬではないか、こういう点を特に強く申し入れてあつたわけです。一体それに対するところのものが出でおるといふ点が、これから從来において、大都市とあるいは一般都市と分けてあつたが、今度は一体どうなるのだ、あるいは起債にしても、起債の償還年限が六十年も要するものを、わずか二十年なり二十三年で償還することに対してどう考えるのだ、それに対して本年度はどの程度まで償還年限の延伸を行なつたのだ、これに対する政府資金なり公庫債に対する利子に対してはどういう手当をやつておるのだとということを指摘したわけですが、こういう京を明らかにしてもわなければ具体的に審議できないじゃないですか。たとえばこの点も指摘しておいたわけです。大都市の場合において、全体の事業費が二五〇とする、いわゆる補助事業が一〇〇だ、単独事業が一五〇だ、この場合における国庫補助は、補助事業に対しては四割であり、単独事業はなし、地方負担額が、この場合において、補助事業に対しては六〇だ、単独事業はもちろん一五〇だ、これに対する財源の内訳として、いわゆる受益者負担、これが補助事業の場合においては〇・一で、一〇だ、いわゆる単独事業の場合においては、〇・一、同じく一五〇だ、これに対する地方債は〇・七だ、だから四二だ、これに対する準地方負担が、補助事業の場合は八、単独事業の場合には三〇だ、だから、この場合において、地方負担といわゆる準地方負担の比較というものを〇・六三と置いておる、これが一般都市の場合になつてくると、いま言つたような形で、補助事業が一〇〇であつて、単独事業は七〇だ、これに対するところのいろいろな計算の方法、態容補正なり——しかも、この準地方負担

○金丸委員長 ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○金丸委員長 速記を始めて。

○井上委員 ただいま関連して質問いたしました

佐野議員のほうから資料要求がございました。特

ては、どういたしましても、地方財政の詳細なる資料を私どもはいただかぬことには、なお質問することも不可能になりますので、この問題は、資料要求を委員長のほうにおきまして早急にやらせて顶いたいと思います。したがつて、その資料が参りました時点におきまして、また下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律案につきまして質問いたしたい、このように思いますが、お取り計らいをお願いいたしたい。

○前田参考人 お答えいたします。
まず、道路公団のほうにお伺いするのであります。が、道路公団の外郭団体に道路施設協会というのがあるそうであります。これは一体何をするんですか。ひとつお伺いしたいのです。
○井上委員 いろいろお伺いしたいことがたくさんあるのですが、各論から先に参りましょ
う。
〔委員長退席、天野(光)委員長代理着席〕
まず、道路公団のほうにお伺いするのであります。が、道路公団の外郭団体に道路施設協会というのがあるそうであります。これは一体何をするんですか。ひとつお伺いしたいのです。
○前田参考人 お答えいたします。
道路施設協会は、主として、高速道路のサービスエリアに、休憩所、給油所、自動車修理場等を設けまして、高速道路の利用者に対する利便の増進をはかることを目的として運営しております。
○井上委員 財團法人道路施設協会は、そういう目的でつくられたやに承つておるのであります
が、これは暦年でいくと、昨年一年間に三十億も利益をあげたというのはほんとうですか。
○前田参考人 道路施設協会の四十四年度の収益を申し上げますと、総額で二十二億となつております。これは収益と申しますか、仕事の内容によ
りまして、道路公団のほうから、たとえば電算機

に關する業務その他の業務を委託しておりますが、そういうものを全部含めましてそれだけの事業をやつたという数字でございます。

○井上委員 ちよつとわからなかつたのですが、収益が二十二億でございますか、四十四年度。

○前田参考人 いいえ、全体の収益と申しますか、全体に施設協会に入つてきた金という意味でございます。

○井上委員 私のところに実は投書が参りまして、そしてお伺いしておるのであります。年間三十億の利益をあげておるという投書があるので

すが、これはほんとうですか。かなり内部に詳しい投書なんですが、どうでございますか。

○前田参考人 それは、施設協会に四十四年度に入りました収入全体の数字が、四十四年度の決算で申しまして二十二億ございまして、そういう三十億という収益ではございません。

○井上委員 それでは、四十五年度におきましては、大体どれくらいの見込みでございますか。そして、その二十二億の収入のうちで利益は一体どれくらいあがつたでございますか。

○前田参考人 四十五年度の収入の見込みでございますが、数字を少し申上げますと、まず協会が経常収入として、自分で売店を經營しておりますものから入る營業料が二十一億円。それから電算機その他公団から仕事を委託して行なつておりますが、そういうものが一億三千万ほど。サービスエリア内で売店あるいは給油所等を經營しておる

ものが、そういうものが二億円。それらを合計し

て、四十五年度におきましては三十億ほどの予算を組んでおりまして、これに対しまして必要な経費が出来ます。そういうものを合わせまして三十億

がおるのですか。さらに、一体協会には何人職員がおるのですか。それで三十億も使うのですか。

○前田参考人 施設協会におきましては、ただいま申し上げました予算をもちまして、現在三百六十名程度の職員を使つております。施設をつくつ

たり、あるいは清掃事業を行ないましたり、あるいは休憩所を建設したり、それぞれ所定の仕事をしておられます。

○井上委員 二百六十人の職員で三十億も年間に使つとは思われないのでございますが、これは確かですか。どんな仕事をしておるのでですか。私は思つたは給油施設をつくるとかなんとかおしゃりますけれども、それに三十億もかかるとは私は思つたが、非常に安い金だ。あるいはただかもしらぬ。この点どうでございますか。

○前田参考人 先ほど申し上げました四十五年度の収入に対しまして、支出のおもな項目を申し上げますが、電算機に関する費用が二億円、それから高架下の施設の管理費が七千万円、駐車場の管理費等が三百万円、それから一般の管理費が五億円余り、それから公益事業といたしまして、先ほど申し上げましたように、サービスエリアの便所の掃除とか、無料休憩所を建設して管理運営するとか、あるいは道路案内板をつくるとか、あるいは道路案内のためのパンフレットを配布するとか、こういう仕事が八億円ございます。それから借り入れ金の償還等にも五千万円余り、それから建設費といたしまして、營業の施設の建設費、あるいは高架下の施設建設費、そういうものを合わせまして六億五千万ほどかかっておりまして、合計二十億円の予算で運営しております。

○井上委員 どうもこの問題につきましては私問を持たざるを得ないのでです。財團法人の協会の四十五年度の収入が三十億で、七億もかけて道路公団の高架下の一体何をするのですか。そしてまたパンフレットに八億も使っておるといふ話ですが、私はそんなパンフレットは見たことがないのです。これはどんなものをつくりつけておるのです。益金を出したならば、それだけ値段を下げる

ことは、将来的の事業に充てるつもりでございます。益金の二億は一体何に使つたのですか。

○前田参考人 益金は基本財産に繰り入れまして、将来の事業に充てるつもりでございます。

○井上委員 この事業の内容をひとつわれわれに十分知させていただきたい。といいますのは、一般的のドライバーは、あのサービスエリアにおける食堂が非常に高い、あるいは売店における売りもの非常に高いといふことで不満なところがあります。益金を出したならば、それだけ値段を下げる

ことは、当然でありますけれども、それがなされていないといふことで、一般利用者といたしましては、そこらの内容を後ほど印刷物にして参考資料として配つていただきたい。といいますのは、三

ことで——あるいは道路情報を行なつたり、道路情報のための費用とかいつて金を出しておるのじゃございませんか。三十億入るから、いきなり全部三十億使うのだと言いますけれども、かなり収益、益金があがつておるという話を聞くのです

が、どうでござりますか。公団直接の外郭団体でござりますのでおわかりだと思うのですが、總裁

は一体何をするのか、私自身もわかつていな

い。ただ、あそこのサービスエリアに行くと、市

は一休何をするのか、私自身もわかつていな

い。ただ、あそこのサービスエリアに行くと、市

は一休何をするのか、私自身もわかつていな

い。ただ、あそこのサービスエリアに行くと、市

は一休何をするのか、私自身もわかつていな

い。ただ、あそこのサービスエリアに行くと、市

は一休何をするのか、私自身もわかつていな

い。ただ、あそこのサービスエリアに行くと、市

は一休何をするのか、私自身もわかつていな

い。ただ、あそこのサービスエリアに行くと、市

は一休何をするのか、私自身もわかつていな

い。ただ、あそこのサービスエリアに行くと、市

ることでありますけれども、かなり収益、益金があがつておるという話を聞くのです

が、どうでござりますか。施設協会といふものでございませんか。三十億入るから、いきなり全部三十億使うのだと言いますけれども、かなり収益、益金があがつておるという話を聞くのです

が、どうでござりますか。公団直接の外郭団体でございませんか。三十億入るから、いきなり全部三十億使うのだと言いますけれども、かなり収益、益金があがつておるという話を聞くのです

スカレーはございません。しかも、その内容は、分量といい、内容といい、肉、ジャガイモなんど、いうのは全部量をはかりましてやつておりますので、百五十円でこれほどのライスカレーはなかなかうかと思つております。それから同じようにハヤシライスが百五十円、スペゲッティが二百円、紅茶、コーヒーが七十円というように、ドライバーのために特に安くしておりますので、決してそういう非難はないと思つております。

○前田参考人 私も、職務の一端として、通りますと、その付近の最も売れるものを必ず試食いたしますとして注意いたしております。

○井上委員 雲の上の人のあなた、そのあなたが食つたことがありますか。

○井上委員 雲の上の人のあなた、そのあなたが

員ですね。局長もいない。大臣もいない。次長は説明よりも委員会の権威がなさ過ぎると思います。したがいまして、この際、局長が来るまでお憩されまして、局長が政府委員が来られるまでお待ちするのが当然じゃないかと思いますので、委員長におきまして善処されんことをお願ひします。

○天野(光)委員長代理 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○天野(光)委員長代理 速記を始めて。

○井上委員 これは次官にお伺いしますが、第六次道路整備五ヵ年計画が策定せられたと一般的には受け取られておるのであります。まだ策定の途中だと思うのです。いつごろ閣議の決定がされるのですが、この点ひとつお伺いたしたい。

○田村政府委員 ただいま事業別の検討を急いでおりますが、この三月三十日の閣議で内容的な検討を終わりたい。このように考えていま作業をいたしております。

○井上委員 そうすると、この五ヵ年計画というものは決定したものとしていろいろと論議されてきたわけですが、内閣においては、閣議決定はこの三月三十日ということです。その間にいままで御説明になってきた事柄について変更をされることがありますか、どうですか。

○高橋(国)政府委員 第六次道路整備五ヵ年計画は、昨年の三月六日に閣議了解になつたわけでございますが、御承知のように閣議了解の場合には五ヵ年の規模がきまるわけでございます。一般的の道路事業五兆五百億、有料道路事業一兆五千億、それから地方単独事業が二兆五千五百億、そのほかに予備費二千五百億、総計で十兆三千五百億といふふうな閣議了解になつたわけでございます。従来は、閣議了解後おおむね一年間かかりましてその内容を詰めまして、一年後に正式に閣議決定にするのが従来の慣習になつております。たとえば一般道路事業五兆五百億円と申しましても、その中には、国道も、県道も、市町村道もございま

うかといふことが一年間かかってきまるわけでございます。
昨年三月六日の閣議了解では、予備費一千五百億といふことで閣議了解になつたわけでございま
すが、その後、閣議了解後国道の昇格がございま
したり、それから過疎法の立法がございまして、
そういうふうな国道の昇格に対する財源手当は道
路整備の手当ではしておりませんので、これをす
る必要があらう。それから過疎法に対する手当が
まだ十分じゅりません。これは新しく立法され
たばかりで、その四月からございましたから。そ
れから交通安全対策が非常に大きな要望になつて
きておりますので、新しく五力年計画をつくりか
えることにしたわけでございますが、それに対す
る手当等も必要ではなかろうかといふうこと
から、私どもは、二兆五千億の予備費から千五百
億ほど取りくしまして、一般道路事業に加え
て、新しい閣議決定に持ち込みたいというふうに
考えておりまして、現在その作業中でございま
す。ただ、先ほど政務次官から言われたように、
今月末、三十日の閣議決定のつもりで現在準備中
でございますが、まだ各省との間にも完全な了解
に達しておりませんので、いずれ三十日までには
閣議決定いたしたいと存じておりますが、若干の
事務的な折衝が残つておるというのが現状でござ
います。

○高橋(国)政府委員 国道昇格は昨年の四月一日からということになつておりますて、御承知のように国道昇格いたしましたのは、主要地方道から約八千キロ拾つたわけでございます。主要地方道の整備計画と申しますのは、昭和五十五年度に概成したいというような目標になつております。ところが、一般国道では昭和五十年度を整備の目標にしておつたわけでございます。したがいまして、閣議決定前は、三月六日の時点におきましては、主要地方道でございますから五十五年度完了のつもりで予算をはじいておつたわけでございますが、その八千キロについては、五十年度まで持ち込むといふのはたいへんでございますので、少なくとも五十二年か三年くらいの間に、つまり主要地方道よりもせめて二、三年早める必要があるうかというようなことで現在作業をやつておりますて、そういうことから、先ほど申し上げました五千五百億のうちから一部を国道昇格に充当しているわけでござります。

○井上委員 それで、予算措置としては、五一、二、三年ごろまでにその八千キロがいままでの一般国道のことく九三%まで概成できるのですか。そうすればこれはかなり金がかけいかかる。一千億程度での国道昇格をやつた部分ができるとは思えないのですが、この点はどうですか。

○高橋(国)政府委員 ただいまの点御説明を申し上げますと、主要地方道の整備率が大体改良で六六%になつております。それから舗装で約五八%ぐらいになつておるわけでございますが、今回の七千八百キロ、約八千キロの昇格分はそれよりは若干整備がいいようでございます。これはよつと数字を持ってきておりませんのではつきりわからりませんが、昇格したものは主要地方道の中でもかなり整備のいいものでございますので、平均よりはわりによくなつておるわけでございます。それを国道に昇格いたしまして、その他の従来の國

道と合わせまして、この五カ年計画の最終年度におきましては改良を九〇・六%、舗装を九三・五%程度に上げようということにしております。

これは従来の国道とも合わせてござりますので、われわれの積算によりますと、国道昇格に充てる金が約百七十億程度で、それで大体その程度までは改良率、舗装率を上げることができるというように考えております。

○井上委員 昨年の国道昇格になつたもの、少なくとも私ら四國の国道昇格をやられたものを見てみると、決して県道としても十分でない。そのような主要道が国道に昇格せられたわけです。これはあなたの言う実態と私らが見て感ずる道路の状況とだいぶ違うので私は申し上げているのです。特に、高知、土佐の南部、これは政務次官も御存じのとおり、非常に悪い道路が国道に昇格せられた。徳島県においても一本、愛媛県におきましても、非常に整備がおくれておる、一般県道と比較してもかなり悪いところが国道に昇格せられた。香川県における金刀比羅さん道路はかなりであります。しかし、どうなことからしますと、あなたのおっしゃる金額で五十二年ぐらいますと、できるとは私らは考えられないのですが、でありますか。

○高橋(国)政府委員 この五カ年計画では、昇格国道七千八百キロを加えまして、改良率を、九〇%をこえる。先ほど申し上げました九〇・六%にするための費用を積算いたしまして、先ほど申し上げた百七十億くらいプラスすることによってこれは可能でございます。

○井上委員 去年は何本国道に昇格したのですか。

○高橋(国)政府委員 昇格の本数は七十二本、五千七百キロでございます。(「数字がさつきとは違うじゃないか」と呼ぶ者あり)失礼しました。先ほど八千キロと申し上げましたが、間違いでございまして、五千七百キロでございます。

○井上委員 七十本の国道に百七十億で、国道並みにその主要道を改良することができますか。少

なくとも七十本を上げたときに——四国は何本入っておりますか。どの道路とどの道路との道路とが入っておられますか。

○井上委員 私の地方で言うと、香川県の三本松と徳島県の鴨島の間の道が昇格になつた。これを一般国道並みに、あなたの言うように、九〇%改良する、あるいはまた舗装もするといいますと、この道路だけに私は三十億くらい要ると思う。あれがまずいいほうでございましょう。金刀比羅さんにお参りする道路、これは昇格になつたようでありますが、これはあまり金は要らぬかもしれませんけれども、とにかく非常に金が必要であります。

あるいは高知における宿毛付近、あるいは清水付近の二、三本の道路が国道昇格になつておる。これは峻険なる海岸地帯、あるいは山の中、これを一本当たり二億のわずかな平均で、あなたのほうで百七十億で大体国道並みになると言いますが、これはちょっと私は予算が不足じゃないかと思うのです。その点はどうでござりますか。四国だけについてですが、あなたはどこにおられたか知りませんけれども、局長さんだから全国の道路を御存じだと思うのでお伺いするのです。

○高橋(国)政府委員 私、先ほど申し上げましたように、昇格国道が九〇%になるということじゃございませんんで、その他の道路、従来の国道を含めて全体で九〇%になるということを申し上げております。したがいまして、昇格国道は、先ほど申し上げましたように、五十五年度で完了する予定の主要地方道が上がつたのですから、二、三年ごろ、つまり二、三年早まるという程度でござります。二、三年早まる程度の金というのが百七十億程度だというふうに理解されていいと思います。その結果、全体を平均しますと九〇%になるということになるわけでござります。

○高橋(国)政府委員 昇格国道だけの整備率は、

○井上委員 そうしますと、五十年までに九〇%が、これが実際問題として、一般国道は三年間短縮されるわけですね。その二年間で主力を注いでいることしましても、技術的に申し上げますな企画課でやつておりますけれども、現在手持ちがございませんので、後ほど調べまして御返事いたします。

○井上委員 私の地方で言うと、香川県の三本松と徳島県の鴨島の間の道が昇格しなろと要求せられた建設委員もおられると思いますが、そんな少ないものではこれはもうなかなかできないということを申し上げたいと思うのです。そこで、七十本で百七十億くらいの金ができるとお考えになつておること自体が私は問題があると思うが、これはまだ申しあげたいと思つておる。あと手並み拝見ということにいたしましよう、日本じゅう五十二年までにでき上がるというのですから、五十二年には議事録を見て、でき上がったかといつてまた追及される道路局長もあとあとで申さると思いますので、この点はおきたいと思います。

○高橋(国)政府委員 その百七十億だけが昇格された五千七百キロに入るということじゃございません。先ほど申し上げましたように、主要地方道としてあらかじめ予定した金があるわけです。この五カ年間にそれにプラス百七十億入るわけですね。そういうことによりまして、先ほども申し上げましたように二年間ぐらく短縮できるだらう。そのため昇格国道に投入します五カ年間の事業の量というのは、百七十億を含めて一千二百八十億になるわけです。そういう計画になるのですから、その点、私の説明が悪かつたので誤解を招いたかもしませんが、そういうことでございます。

○井上委員 そうちますと、平均一本十五億程度になると思いますが、十五億ぐらいで、計画が、それで、この新しい第六次五カ年計画では、特にそのために道路環境の改善をはかりまして、国土の有効利用と流通の合理化並びに国民生活環境の改善に寄与することを基本方針にしております。

それで、この新しい第六次五カ年計画では、特にそのために道路環境の改善をはかることを打ち出しております。さらに、新しい道路網の体系を確立いたしまして——と申しますのは、国道昇格に伴いまして、つい近いうちに予定しております主要地方道に対する昇格並びに、今度は市町村道のうち主要なるものについて県道に昇格するとい

いまちよつと手持ちがございませんが、いまほど申し上げましたように、一応五十二年半ぐらゐを目標にしておるわけです。それで、そのカーブで金を入れまして、そのうち最初の五年分しか見ておりませんので、ずっとこれは伸び率でいきますから、次の五カ年間に非常に大きな金がどんどん中からやつていくといったとしても、この百七十億ぐらいでは、四十六年から四十九年までにやることにはかなり無理があろうと思うのです。この線を国道昇格しろということを要求せられた建設委員もおられると思いますが、そんな少ないものではこれはもうなかなかできないということを申し上げたいと思うのです。そこで、七十本で百七十億くらいの金ができるとお考えになつておること自体が私は問題があると思うが、これはまだ申しあげたいと思うのです。あと手並み拝見ということにいたしましよう、日本じゅう五十二年までにでき上がるというのですから、五十二年には議事録を見て、でき上がったかといつてまた追及される道路局長もあとあとで申さると思いますので、この点はおきたいと思います。

○井上委員 国道昇格した分は何%ともかくできるのだと言つておるので。だから、資料がないのではこれももうなかなかできないということを申し上げたいと思うのです。しかしながら、一本当たり平均十五億程度じゃあまり期待もできないのなら後ほどいいですよ。しかしながら、一本当たり平均十五億程度じゃあまり期待もできないのではありませんが、これは後ほどじやないかと思うのですが、これは後ほど資料をいただいたときにはまた質問したいと思います。

今度の第六次五カ年計画と第五次五カ年計画の対比と申しますか、特徴について御説明申し上げますと、今度の新しい五カ年計画におきましては、その基本的な方針といたします。○高橋(国)政府委員 第六次五カ年計画との五カ年計画の対比と申しますか、特徴について御説明申し上げますと、今度の新しい五カ年計画においては、その基本的な方針といたしますて、わが国経済及び国民生活の均衡ある発展をはかるために、新経済社会発展計画並びに新国土総合開発計画に即応いたしまして、将来の道路輸送需要の増大に対処するための輸送能力の画期的な拡大、それから交通事故及び交通混雑の解消並びに道路環境の改善をはかりまして、国土の有効利用と流通の合理化並びに国民生活環境の改善に寄与することを基本方針にしております。

それで、この新しい第六次五カ年計画では、特にそのために道路環境の改善をはかることを打ち出しております。さらに、新しい道路網の体系を確立いたしまして——と申しますのは、国道昇格に伴いまして、つい近いうちに予定しております主要地方道に対する昇格並びに、今度は市町村道のうち主要なるものについて県道に昇格するとい

あるいはまた建設省からも出されておる、あるいは厚生省からも出されておるというように非常に多岐にわたります。企画庁もありますがな。そなりますと、これを一本化するには、こらあたりに何とか考る方法はあるのじやございませんか。それはおたくにすれば、建設省にすれば建設省構想で、錢を握つておるところですか

は厚生省からも出されておるというように非常に多岐にわたります。企画庁もありますがな。そなりますと、これを一本化するには、こらあたりに何とか考る方法はあるのじやございませんか。それはおたくにすれば、建設省にすれば建設省構想で、錢を握つておるところですか

は厚生省からも出されておるというように非常に多岐にわたりますと、これを一本化するには、こらあたりに何とか考る方法はあるのじやございませんか。それはおたくにすれば、建設省にすれば建設省構想で、錢を握つておるところですか

え方はお持ちにならぬと思いますが、御注意願いたいと思います。

それから、五ヵ年計画における地方公共団体の負担額はどれくらいになりますか、そして、それの財源措置をどういふうにお考えになつておられるか。ひとつお伺いしたいのです。

○高橋(国)政府委員 御承知のように、自治省におきます広域市町村計画と建設省の生活圈構想とは必ずしも一致しております。しかし、今後できるだけ一致させるようになつまして、共同して市町村道の整備をはかりたいと思つていますが、ただ、われわれとして採択します市町村道は、広域市町村圏におきます主要なる道路になるのは大体間違いないよう考えられます。と申しますのは、八十五万キロのうち、主要道路はわざかしかありません。大体、どこの村にいたしましても、役場の前の通りは県道等が多うございまして、それ以外のところにある市町村道について主なるものといふのは一本ないし二本ぐらいしかありません。あとはほとんどあぜ道程度の市町村道でございます。したがいまして、その整備のやり方等につきましては、十分自治省と相談して、われわれの生活圈構想と広域市町村計画との整備が合うような方向で話を進めて、そういう道路から整備を進めていきたいといふうに考えております。

○井上委員 とにかく、受け取るほうは一つなんです。ところが、建設省が出され、あるいは自治省が出され、あるいは企画庁が出される方針、生活圈構想なるものが多岐にわたりておる。ここからあたりの調整をともかくやらなければいかぬのが企画庁だらうと思いますが、これもあまり能力がないといふので、末端においては非常に混亂を來しておるようあります。この点、ひとつ十分なる調整をやつて、あなたのほうは、予算は私のほうが持つておるのだからというような横暴な考

た、地方道路公社の制度をつくりまして、都道府県の力で道路をつくつてもらうというふうな手当をしております。これは余談になりましてあれでございますが、都道府県につきましては、いま

公共団体の地方費の負担につきましては、地方単独事業という地方公共団体がみずからの意思でやれる道路等がございますので、必ずしも確定的ではございませんけれども、全体では國費と同額程度の四兆二千億円程度になるというふうに考えられます。ただ、このうち、特に地方公共団体のうち、市町村におきましては、道路の目的財源が非常に少ないのでございまして、財政的に市町村の財政が必ずしも豊かではなくてございませんので、それのための手当てが一番大事ではなかろうかといふふうにわれわれ考えております。

○井上委員 財源措置はどうなつておるかお伺いしているのですが、これはむずかしいというだけではちょっととゞあいが悪いですね。ともかく四兆二千億もかかる、これに対する財源措置はどうですかといふことをお伺いしているのです。

○高橋(国)政府委員 財源措置につきましては、新しく自動車重量税といふものが創設されるやうに考えておるわけござります。

また、都道府県の財源につきましては先ほど触れませんでしたが、これは四十七年度の総合交通体系の検討の結果きまるものかと思われますが、そのうちの一部を市町村に譲与するという計画がございまして、市町村の財源に充てたいといふうに考えておるわけござります。

火曜日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたしました。

○天野(光)委員長代理 次回は、来たる二十三日午後一時四十二分散会

ですよ。特定財源として道路譲与税あるいは軽油引取税があるから、そしてまた地方財政は豊かでありますから、だからバイパスあるいは高速道路の先行投資もやつてくれるのだというお考え方で都道府県の財政を見るのは、これは大きな間違いだと私は思う。バイパスをつくるにいたしましても、これは自衛のためにやつておる。国道が細過ぎるからバイパスをつくつてくれということで、やむを得ず、交通事故を防ぐ、あるいは市街地の混雑を防ぐといふ自衛のために実はバイパスをやる。

それにもあなたのほうの金がない、建設省の予算がない、したがつて、先行投資でも身を切られる思いでやつておるのが都道府県の実態であります。

都道府県の財源が豊かであるからといふのは私らは納得できないのであります。

あるいはまた、もう一つの問題といつてしまつて、自動車重量税ができる。このトン税が市町村のほうへ入るからこれもいいだらうといふうに考え方で進まれると、私は問題があると思います。まだまだ自動車重量税につきましては問題があつて、ことしでもわれわれとしましては十分な審議もできていない実態であります。こういうよ

うな問題を組み込んで考えられるこの財源措置につきましては、私らはどうも納得いたしかねる面

が多々あるのであります。したがつて、この五ヵ年計画がスムーズに出される見通し——私はやりたいけれども、地方自治体の財源問題において行き詰まる可能性がありやしないかといふことを

時間が参りましたので、問題点は後ほど他の委員から質問いたすことといたしまして、私はこの程度でおきたいと思いますが、地方財源といふものは現在豊かじやない。國のお手伝いをせざるを得ないのは、これは地方自治体が自衛のためにやむを得ずやつておるのだとということを十分御勘案願ひまして、さらに財源措置についての処置を中央政府においては考えられる必要があることを強調いたしまして、私の質問をこれで終わります。

昭和四十六年四月一日印刷

昭和四十六年四月二日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

A